

審議事項(1)資料

鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
の 再 指 定 に つ い て

み どり 自 然 課

鳥獣保護区特別保護地区の概要

1 鳥獣保護区制度

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条）。

2 特別保護地区制度

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条）。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間の更新が可能
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	許可を要する行為 ・工作物の新築等 ・水面の埋立等 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)

3 鳥獣保護区と特別保護地区の指定状況

鳥獣保護区 39箇所 74,795.9ha
特別保護地区 10箇所 6,331.1ha

4 特別保護地区の指定

(「第12次鳥獣保護管理事業計画(計画期間:平成29~33年度)」)

(1)方針

① 指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に、生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

② 指定区分ごとの方針(現在指定区域がある方針のみ抜粋して記載)

- ア 森林鳥獣生息地の保護区
良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。
- イ 大規模生息地の保護区
多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。
- ウ 集団渡来地の保護区
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。
- キ 身近な鳥獣生息地の保護区
県民が身近に鳥獣と触れ合うことができる区域で、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域が生じた場合について指定するものとする。

5 特別保護地区の指定計画(平成29年度)

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積(ha)	指定期間
H29	集団渡来地	山中湖	山中湖	657.0	H29.11.1~H39.10.31
合計			1箇所	657.0	

【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。第12次鳥獣保護事業計画において、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされている。平成29年度において指定期間が終了する鳥獣保護区は、下表のとおりであり、全て更新を行う予定。そのほか、新規指定及び既存保護区の変更の予定はない。

〔既指定鳥獣保護区の変更計画〕

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積(ha)	変更後の指定期間
H29	身近な鳥獣生息地	富士塚万力	更新	200.0	H29.11.1~H39.10.31
	身近な鳥獣生息地	塩の山	更新	45.0	H29.11.1~H39.10.31
	集団渡来地	大野	更新	85.5	H29.11.1~H39.10.31
	集団渡来地	山中湖	更新	1,360.0	H29.11.1~H39.10.31
合計			4箇所	1,690.5	

鳥獣保護区

平成29年4月1日現在

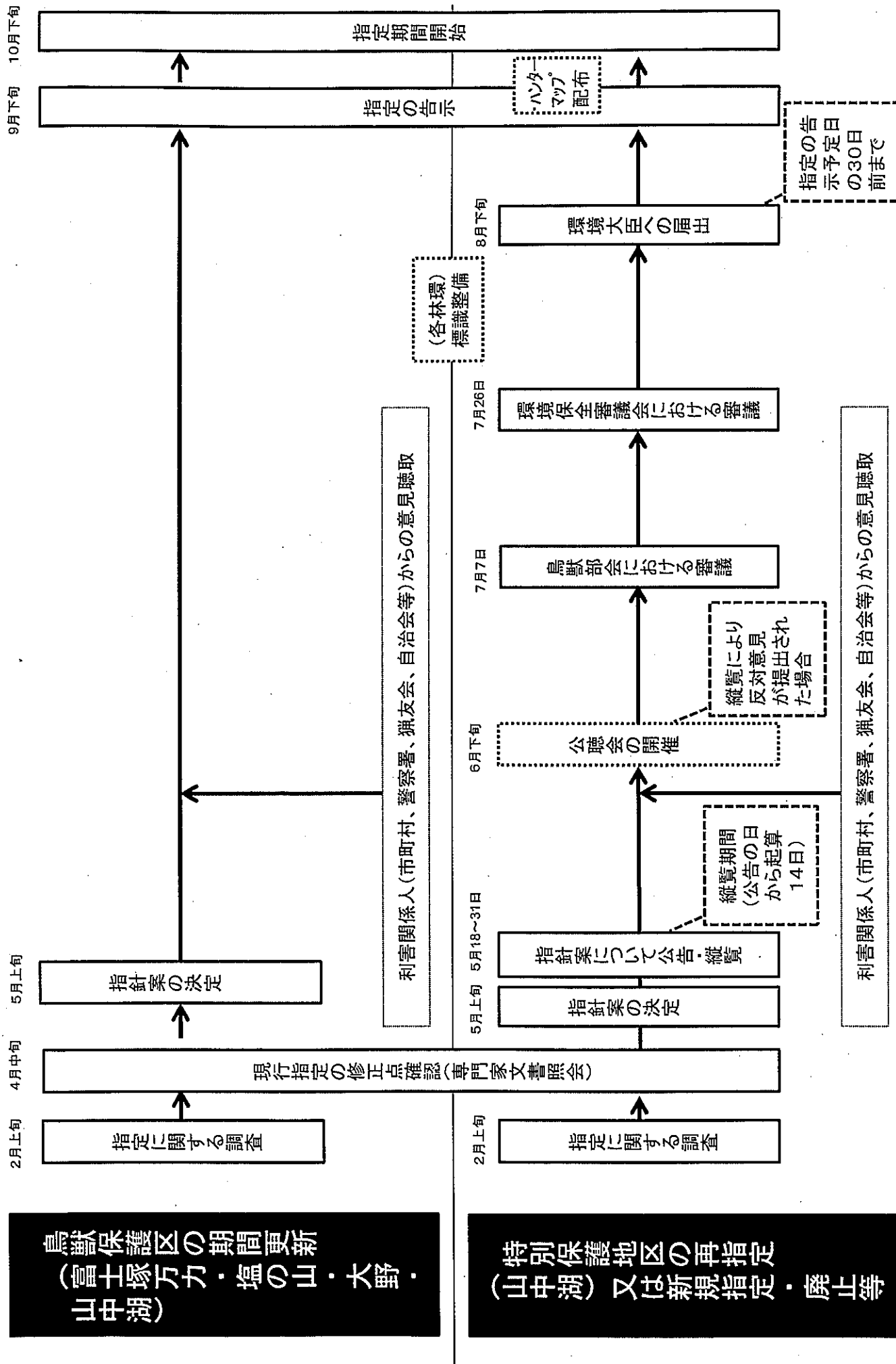
番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	八ヶ岳鳥獣保護区	八ヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	H30.10.31	森林
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	H38.10.31	大規模
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)	20,295.0	H36.10.31	大規模
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	H30.10.31	森林
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町一帯	929.4	H35.10.31	身近
6	富士塚万力鳥獣保護区	山梨市万力公園及び万力一帯	200.0	H29.10.31	身近
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	H29.10.31	身近
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	H36.10.31	森林
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、丹波山村)	13,385.0	H37.10.31	大規模
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	H36.10.31	森林
11	三ツ峠鳥獣保護区	三ツ峠一帯(都留市、富士河口湖町)	715.0	H38.10.31	森林
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	H36.10.31	身近
13	富士山北鳥獣保護区	富士山北麓一帯	15,401.0	H30.10.31	大規模
14	身延山鳥獣保護区	身延山久遠寺一帯(身延町)	886.0	H30.10.31	森林
15	愛宕山鳥獣保護区	愛宕山一帯(甲府市)	287.0	H38.10.31	身近
16	四尾連湖鳥獣保護区	四尾連湖一帯(市川三郷町)	40.5	H37.10.31	身近
17	県民の森鳥獣保護区	楡形山一帯(南アルプス市)	995.0	H30.10.31	森林
18	雨畑湖鳥獣保護区	雨畑湖一帯(早川町)	84.0	H32.10.31	集団渡来
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	H36.10.31	身近
20	大和鳥獣保護区	甲州市大和町日陰	1.8	H30.10.31	身近
21	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	H30.10.31	身近
22	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	H30.10.31	森林
23	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	H35.11.30	身近
24	旭ヶ丘鳥獣保護区	山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	H34.10.31	森林
25	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	H35.11.30	身近
26	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	H35.11.30	身近
27	三郡橋鳥獣保護区	南アルプス市、富士川町、市川三郷町	237.0	H30.10.31	集団渡来
28	社会福祉村鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市	191.6	H35.10.31	身近
29	天野鳥獣保護区	比野原市	85.5	H29.10.31	集団渡来
30	山中湖鳥獣保護区	山中湖村	1,360.0	H29.10.31	集団渡来
31	本栖鳥獣保護区	身延町及び富士河口湖町	560.0	H30.10.31	集団渡来
32	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	H34.10.31	身近
33	黒桂河内鳥獣保護区	早川町	60.0	H35.10.31	身近
34	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	H37.10.31	身近
35	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	H34.10.31	森林
36	御正体山鳥獣保護区	都留市、道志村	96.7	H34.10.31	森林
37	篠井山鳥獣保護区	南部町	77.0	H35.10.31	森林
38	笹ヶ岳鳥獣保護区	早川町	615.1	H36.10.31	森林
39	滝子山鳥獣保護区	大月市笹子町白子	17.8	H38.10.31	森林
合計			74,795.9 ha		39件
平成29年度更新予定面積			1,690.5 ha		4件

特別保護地区

平成29年4月1日現在

番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	H36.10.31	大規模
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	H36.10.31	森林
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳一帯	421.1	H38.10.31	大規模
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠山一帯	70.0	H38.10.31	森林
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	H30.10.31	森林
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	H37.10.31	大規模
7	鶏冠山特別保護地区	山梨市三富鶏冠山一帯	367.6	H37.10.31	大規模
8	山中湖特別保護地区	山中湖一帯 (現在の面積)	678.0	H29.10.31	集団渡来
		(更新予定面積)	657.0		(国土地理院水面積変更)
9	本栖特別保護地区	身延町、富士河口湖町	470.0	H30.10.31	集団渡来
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	H30.10.31	森林
合計			(現在の面積) 6,331.1 ha		10件
平成29年度更新予定			(現在の面積) ha		1件
平成29年度更新予定			(更新予定面積) 657.0 ha		

鳥獣保護区の期間更新及び特別保護地区の再指定に係る手続きの流れ (平成29年度)



○ 山中湖特別保護地区の指定について

1 特別保護地区の名称

山中湖特別保護地区

2 特別保護地区の区域

南都留郡山中湖村山中湖満水時（海拔九百八十一メートル）水面全域

3 特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。

当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐら又は採餌場として利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、ホシハジロ、ミコアイサ等が多数確認され、県下でも屈指の越冬場所となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。

このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある中核的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

鳥獣保護区特別保護地区 指定に係る新旧対照表 (山中湖特別保護地区)

現行：山中湖特別保護地区 告示内容 (H19.11.1～H29.10.31)	改正：山中湖特別保護地区 告示内容案 (H29.11.1～H39.10.31)	改正趣旨
<p>1 特別保護地区の名称 山中湖特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 南都留郡山中湖村山中湖湖時(海拔九百八十八メートル) 水面全域</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 平成十九年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで</p> <p>4 特別保護地区の面積 六百七十八・〇ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針 (一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 (二) 特別保護地区の指定目的 山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、シジュウカラガン、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ホシハジロ、カワアイサ、ミコアイサ等が多数確認され、渡り鳥の飛来数が特に多い中核的な区域となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。</p>	<p>1 特別保護地区の名称 山中湖特別保護地区</p> <p>2 特別保護地区の区域 南都留郡山中湖村山中湖湖時(海拔九百八十一メートル) 水面全域</p> <p>3 特別保護地区の存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで</p> <p>4 特別保護地区の面積 六百五十七・〇ヘクタール</p> <p>5 特別保護地区の保護に関する指針 (一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区 (二) 特別保護地区の指定目的 山中湖鳥獣保護区は、南都留郡山中湖村に位置する山中湖を中心とした区域であり、カラマツ植林、アカマツ植林、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。当該地域は、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と同様に、多数の渡り鳥がねぐら、採餌場として利用する重要な地区となっている。特に、当該鳥獣保護区の中でも、山中湖の区域は、カワアイサ、ヒドリガモ、マガモ、ホシハジロイサ等が多数確認され、県下でも屈指の越冬場所となっており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域にも指定されている。このため、当該区域は、山中湖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある中核的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。</p>	<p>12次計画に より10年 更新 国土地理院 調査反映</p> <p>専門家意見</p> <p>鳥獣調査結 果反映</p> <p>H27 法改正</p>

<p>(三) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>(1) 定期的に巡視を実施する等により、<u>静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息</u>に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p> <p>(2) <u>山中湖等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</u></p> <p>(3) <u>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。</u></p> <p>(4) <u>特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。</u></p>	<p>(三) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p>(1) 定期的に巡視を実施する等により、<u>多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。</u></p> <p>(2) <u>特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。</u></p>	<p>近年定型的な記載文に統一</p>
--	---	---------------------

